

だい き こくさいせいさくすいしんこんわかいいいんめいほ  
第14期かながわ国際政策推進懇話会委員名簿

し めい 氏 名	しよぞく やくしよくめいとう 所属・役職名等
<p>がくしきけいけんしや 【学識経験者】</p> <p>おおほし まさあき ◎大橋 正明</p> <p>かしわぎさき ちかこ ○柏崎 千佳子</p> <p>つぼや みおこ 坪谷 美欧子</p> <p>かんけいだんたい 【関係団体】</p> <p>ひがき あきひろ 檜垣 明宏</p> <p>かみたに こうしろう 上谷 公志郎</p> <p>とみもと じゅんこ 富本 潤子</p> <p>いしかわ そのこ 石川 苑子</p> <p>がいこくせきけんみん 【外国籍県民】</p> <p>りゅう ちよんしる 柳 晴実</p> <p>しちやうそん 【市町村】</p> <p>くぼた あつこ 久保田 敦子</p> <p>おがわ ひろゆき 小川 浩幸</p> <p>【NGO・NPO等】</p> <p>たかはし せいじゅ 高橋 清樹</p> <p>まるやま いつき 丸山 伊津紀</p> <p>おいえ こうすけ 尾家 康介</p> <p>ぬまお みのる 沼尾 実</p>	<p>せいしんじよしだいがく きやうせいけんきやうしよきやくいんけんきやういん けいせんじよがくえんだいがくめいよきやうじゅ ほうそうだいがくきやくいんきやうじゅ 聖心女子大学グローバル共生研究所客員研究員、恵泉女学園大学名誉教授、放送大学客員教授</p> <p>けいおうぎじゅくだいがくけいざいがくぶきやうじゅ 慶應義塾大学経済学部教授</p> <p>よこはまいちりつだいがくこくさいきやうようがくぶじゅんきやう 横浜市立大学国際教養学部准教授</p> <p>にほんろうどうくみあいそうれんごうかいかながわけんれんごうかいふくじむきよくちやう 日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長</p> <p>いっしや かながわけんけいざいしやきやうかいじむきよくちやう (一社)神奈川県経営者協会事務局長</p> <p>こうざい こくさいこうりゅうざいだんたぶんかきやうせい (公財)かながわ国際交流財団多文化共生グループ</p> <p>どく こくさいきやうりよきこうよこはま しみんさんかきやうりよかこくさいきやうりよすいしんいん (独)国際協力機構横浜センター市民参加協力課国際協力推進員</p> <p>だい きがいこくせきけんみん かいぎふくいりんちやう 第10期外国籍県民かながわ会議副委員長</p> <p>いせはらししみんせいいかつぶしみんきやうどうかちやう 伊勢原市市民生活部市民協働課長</p> <p>あいかわまちそむむぶきかくせいさくかちやう 愛川町総務部企画政策課長</p> <p>にんてい ほうじんたぶんかきやうせいきやういん じむきよくちやう 認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長</p> <p>とくひ ちきやうがっこうりじちやう (特非)地球学校理事長</p> <p>こうばいいん 公募委員</p> <p>こうばいいん 公募委員</p>

※◎は会長、○は副会長

【オブザーバー】

かわしま たかし 河嶋 崇	とうきやうしゆつにゆうこくざいりゆうかりきよくよこはましきよくしゆうろう えいじゆうしんきぶもん うけいれかんきやうちやうせいいたんとう とうかつしんさかん 東京出入国在留管理局横浜支局就労・永住審査部門 受入環境調整担当 統括審査官
------------------	--

じむきよく  
【事務局】

やまざき ひろし 山崎 博	かながわけんこくさいぶんかかんこうきよく せんりやくたんとうぶちやう 神奈川県国際文化観光局グローバル戦略担当部長
いまい あきら 今井 明	かながわけんこくさいぶんかかんこうきよくさんじけんこくさいかちやう 神奈川県国際文化観光局参事兼国際課長
つねやま あつし 常山 敦司	かながわけんこくさいぶんかかんこうきよくこくさいかふくかちやう 神奈川県国際文化観光局国際課副課長
こみやま ただかず 小宮山 忠和	かながわけんこくさいぶんかかんこうきよくこくさいかがいこくせきけんみんしえん 神奈川県国際文化観光局国際課外国籍県民支援グループリーダー
のや ともみ 野谷 友美	かながわけんこくさいぶんかかんこうきよくこくさいかがいこくせきけんみんしえん ふくしゅかん 神奈川県国際文化観光局国際課外国籍県民支援グループ副主幹
さとう けいこ 佐藤 敬子	かながわけんこくさいぶんかかんこうきよくこくさいかがいこくせきけんみんしえん ふくしゅかん 神奈川県国際文化観光局国際課外国籍県民支援グループ副主幹
くまざわ ひでかず 熊澤 英一	かながわけんこくさいぶんかかんこうきよくこくさいかがいこくせきけんみんしえん しゅさ 神奈川県国際文化観光局国際課外国籍県民支援グループ主査

# こくさいせいさくすいしんこんわかいせつちようこう かながわ国際政策推進懇話会設置要綱

## せつち (設置)

だい じょう こくさいしやかい へんか たいおう かながわ こくさいしさく すいしん ゆうしきしやとう いげん ちようしゆ きようぎ  
第1条 国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について有識者等の意見を聴取し協議する  
ため、かながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## きようぎじこう (協議事項)

だい じょう こんわかい つぎ かなか じこう きようぎ おこな  
第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) こくさいしさく すいしん かな  
国際施策の推進に関すること。
- (2) かながわ こくさいしさくすいしんしん かな  
かながわ国際政策推進指針に関すること。
- (3) がいこくせきけんみん かいぎ れんけい かな  
外国籍県民かながわ会議との連携に関すること。
- (4) た こくさいせいさく そうごうてき すいしん かな  
その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。

## いいん (委員)

だい じょう こんわかい ち じ せんニン つぎ いいん こうせい  
第3条 懇話会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- (1) がくしきけいけん ゆう もの  
学識経験を有する者
  - (2) かんけいだんたい だいひようしや  
関係団体の代表者
  - (3) がいこくせきけんみん  
外国籍県民
  - (4) しちようそん だいひようしや  
市町村の代表者
  - (5) けんみんとう こうぼとう せんこう もの  
県民等からの公募等により選考された者
- 2 前項のうち、県民等からの公募等については、別途定める。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。

## かいちようおよ ふくかいちよう (会長及び副会長)

だい じょう こんわかい かいちようおよ ふくかいちよう お  
第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 かいちようおよ ふくかいちよう いいん ごせん きだ  
会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 かいちよう かいむ そうり こんわかい だいひよう  
会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 ふくかいちよう かいちよう ぼさ かいちよう じこ  
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

## かいぎ (会議)

だい じょう こんわかい かいぎ かいちよう しょうしゆう ざちよう  
第5条 懇話会の会議は会長が招集し、その座長となる。

## いげん ちようしゆ (意見の聴取)

だい じょう こんわかい ひつよう みと かいぎ かんけいしや しゆつせき もと いげんまた  
第6条 懇話会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## せんもんいいんかい (専門委員会)

だい じょう こんわかい しょうしゆうじこう かなか せんもんじこう ちようさ けんきゆう せんもんいいんかい お  
第7条 懇話会には、その所掌事項に係る専門事項について調査、研究するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 せんもんいいんかい こんわかいがい いいん ち じ せんニン  
専門委員会における懇話会以外の委員については、知事が選任する。

じむきょく  
(事務局)

だい じょう こんわかい じむきょく かながわけんこくさいぶんかかんこうきょくこくさいか お  
第8条 懇話会の事務局は、神奈川県国際文化観光局国際課に置く。

ほそく  
(補則)

だい じょう このようこう さだ こんわかい うんえい た こんわかい かん ひつよう じこう かいちょう さだ  
第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成3年10月8日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成17年3月9日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成28年11月14日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ふ ぞく  
附 則

このようこうは、れいわがねん がつ にち しこう  
この要綱は、令和元年12月19日から施行する。